

母子・父子家庭などへの支援事業

問 子育て支援課 子ども福祉班
☎(内線)3365

母子・父子家庭等福祉手当

●対象 次の要件を全て満たす方

- 配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない方
- 義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している方
- 4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している方
- 所得が一定限度額以下の方

(内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。)
父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

●給付額

1世帯当たり年額10,000円

扶養する児童が2人以上いる場合は、
2人目以降は5,000円ずつ加算。

●申請方法

6月30日(火)までに子育て支援課へ

町ホームページ
「母子・父子家庭等
福祉手当の支給」



母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居かつ養育している方で、あいかわ福祉サービス協会の
ホームヘルプサービスを利用した方に、利用料金を助成します。

●助成額 ホームヘルプサービスを利用

1時間当たり1,000円(上限は月20時間、20,000円)

ファミリーサポートセンターを利用

1時間当たり700円(上限は月20時間、14,000円)

●申請方法

利用月の翌月末までに、生活援助費
助成請求書により請求してください。

町ホームページ
「母子・父子家庭生活援助」



戦没者などのご遺族の皆さまへ 第12回 特別弔慰金を支給します

問 福祉支援課 地域福祉班
☎(内線)3353

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に対し、国として改めて弔意を表するため、
ご遺族に特別弔慰金を支給します。

●支給額 年額55,000円を5年分(総額275,000円の記名国債)

●対象

令和7年4月1日(基準日)現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」など
を受けている方がいない場合に、戦没者などの死亡当時のご遺族で、次の順序による先順位の1人に支給します。

- ① 令和7年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
(死亡当時の生計関係の有無などにより、順序が入れ替わる場合があります)
- ④ 上記①～③以外の三親等内の親族(おい・めいなど)
(死亡時まで引き続き1年以上、生計関係を有していた方に限ります)

●申請方法 令和10年3月31日(金)までに福祉支援課へ

町ホームページ
「第12回 特別弔慰金」



長寿夫妻へ お祝いの品をお贈りします

問 高齢介護課 長寿いきがい班 ☎(内線)3338

敬老月間にあわせ、結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、
フラワーアレンジメントをお贈りします。

●対象 令和8年3月15日以前から町に住民登録している、
次に該当する方(入籍日からの経過年数となります)

♥結婚後50年を迎えたご夫妻

昭和50年9月16日～昭和51年9月15日に結婚したご夫妻

♥結婚後60年を迎えたご夫妻

昭和40年9月16日～昭和41年9月15日に結婚したご夫妻

♥結婚後50年、60年を経過し、
まだお祝いの品を受けていないご夫妻

●贈呈時期 敬老月間の9月中を予定

●申請方法

次のものをお持ちの上、高齢介護課へ

- 申請書(高齢介護課にあります)
- 戸籍謄本などの、入籍日が確認できる書類

●申請期限 7月31日(金)

